

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

！
手続き方法をご確認ください

1世帯あたり
10万円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象となる世帯

- 1 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯（住民税非課税世帯）
ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象となりません。
- 2 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

給付金の支給手続き

① 住民税非課税世帯（令和3年12月10日時点）

- 世帯の全ての方が令和3年1月1日以前から四万十町にお住いの場合
→ 確認書の提出が必要です。届いた確認書の記載事項を確認し、提出期限までに返信用封筒で返信してください。
- 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合
（確認書は2月14日に発送済です）
→ 申請書の提出が必要です。届いた申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて令和4年9月30日までに返信用封筒で返信してください。

② 家計急変世帯



申請書の提出が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

申請受付期間

令和4年3月15日～9月30日

【申請・お問い合わせ先】 町民課 ☎ 22-3117

高齢者虐待を防ごう

高齢者虐待は、主に介護疲れや経済的困窮などが原因で起こるとされています。

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、つねるなどの暴力をくわえる
- ・ 動かないように、ベッドに縛り付ける など

心理的虐待

- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言うなどの言葉の暴力
- ・ 意図的に無視をして口をきかない など



介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ・ 水分や食事を十分与えないことで、脱水や栄養失調状態を起こす
- ・ 室内がゴミだらけなどの劣悪な環境で生活させる など

経済的虐待

- ・ 生活費を渡さない、使わせない
- ・ 年金や預貯金を勝手に使う、財産を無断で処分する など

性的虐待

- ・ 同意のない性的接触や嫌がらせをする、強要する
- ・ 失禁の罰として下半身を裸で放置する など

高齢者虐待かもと気づいたり心配になったときには、下記までご相談ください。



【お問い合わせ先】 高齢者支援課 地域包括支援センター ☎ 22-3385
高齢者支援課 地域包括支援センター西部支所 ☎ 27-1212

四万十川のために今できること

Vol.

1

四万十川は「日本最後の清流」と呼ばれ、全国でも美しい川として有名です。

しかし、実際の四万十川の現状をご存知でしょうか？特に夏季に中流や下流域で水中に潜ってみると、2メートル程度先までしか見えず、左側の写真①のとおり川底の石は砂に覆われていることが分かります。黒尊川（右側の写真②）のように綺麗な支流もありますが、四万十川本流は昔と比べると透明度が悪化しており、河川環境を改善するための取り組みが求められています。



- 1 本流の砂で覆われた川底
- 2 透明度が高い黒尊川



四万十川流域では、河川環境改善と漁業資源回復に向けて取り組んでいるところですが、一人ひとりが環境について考えることも、美しい四万十川を守ることに繋がります。そこで次回から、私たちが日々の生活の中でできる取り組みを紹介していきます。美しい四万十川を未来に残すため、四万十川のために今できることを考えていきましょう。

【お問い合わせ先】 企画課 四万十川振興室 ☎ 22-3124



農家の皆さまへのお願い

四万十川の濁水対策にご協力をお願いします

代掻き時期は毎年、春の観光シーズンと重なるため、増水していないにも関わらず、代掻きなどによる濁水が四万十川に流出し「濁った水の四万十川」として、観光客に良いイメージが与えられていません。また、川底に泥などが堆積することにより生態系への影響も危惧され、鮎の遡上へも少なからず影響を与えていることから、清流保全に向けた取り組みが急務となっています。



浅水での代掻きを推進しています

浅水代掻きを行うことで、田面の凹凸が確認できることから均一になるように泥寄せを行うことができ、川に流れる濁水を防ぐことにつながります。



通常の代掻きをする場合、畦からのオーバーフローを防ぐため大きめの「止水板」を利用するなど、濁水がそのまま川に流れないように、ご協力をお願いします。（水が多い場合は、落水してから代掻きをお願いします）



企画課四万十川振興室で無料配布しています。

河川の漂着ごみ対策

現在、依然として四万十川本流には漂着ビニールなどが目につき、景観が損なわれている状況です。使用済みハウス用ビニールはJ Aなどで処分できますので、適切な処分・保管をお願いします。また、処分あるいは産業廃棄物として処理場へ搬入するまでの間は、増水や強風などでビニールが飛んだり川へ流れたりしないよう、適切な場所への保管をお願いします。四万十川の豊かな環境を守り、日本最後の清流として後世に引き継いでいけるよう、皆さまのご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 企画課 四万十川振興室 ☎ 22-3124